

2010年6月11日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第7条第1項に規定する説明書類

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針

1. 基本的な考え方

当行は、お客さまへの円滑な資金供給を、重要な社会的役割の一つと位置付け、金融円滑化に関するご相談・お申し込みについては、可能な限りご希望の沿うよう真摯な取り組みをしてまいります。

2. 取り組みの方針

- ① お客さまからの新規融資申込みや借入条件の変更等の申込みには、お客さまの実情に応じた適切な審査（借入条件の変更等を行ったあとの新規融資申込みに関する審査を含みます）を行うように努めます。
- ② お客さまからの借入条件の変更等の申込みにおいて、他の金融機関や信用保証協会等が関係している場合には、十分に緊密な連携を図るよう努めます。
- ③ お客さまからの新規融資や借入条件の変更等の相談・申込みには、お客さまにご理解いただけるよう適切かつ十分な説明を行うよう努めます。
- ④ お客さまからの新規融資や借入条件の変更等の相談・申込みに対する苦情・要望には、お客さまにご理解いただけるよう適切かつ十分な対応を行うよう努めます。
- ⑤ お客さまに対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けての取り組みにおいては、適切かつ十分な支援を行うよう努めます。
- ⑥ その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要な事項を適切に行うよう努めます。

3. 取り組み体制の概要

- ① 執行役会は、金融円滑化管理責任者の検証、提言に基づき、金融円滑化管理に係る重要事項を決議します。
- ② 最高リスク管理責任者（CRO）は、当行の金融円滑化管理を統括します。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

1. 本部における推進体制および管理体制

- ① 「金融円滑化対応本部」を設置し、信用リスク部門・コンプライアンス部門・営業企画部門の役割を明確にし、適切な金融円滑化対応を図る体制を確立しています。
- ② 信用リスク部門のシニアポートフォリオマネージャー（審査役）を、金融円滑化オフィサーとし、個々の条件変更案件に対し、適切な判断をとるとともに、営業担当者・審査担当者に適切な指導を行っています。
- ③ 管理リストでの一元管理により措置の状況を適切に把握し、記録は5年間保存します。

2. 営業部店における推進体制および管理体制

- ① 営業部店のリーダー・ブランチマネージャーを、金融円滑化オフィサーとし、営業担当者ほか関連する者に対し、適切な指導を行っています。
- ② 相談の受付は、法人・個人のお客さまを問わず、お取り引きのある営業部店の担当者が相談を受けています。
- ③ お客さまとの対応記録は全件作成し、記録は5年間保存します。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

1. お客さまの取引部店の営業担当者およびお客様相談室（コンプライアンスチーム）を苦情受付窓口とします。
2. お客さまから貸付条件の変更等に関する苦情・相談を受けた場合の対応については、「苦情・相談受付報告マニュアル」に則り、適切な対応をします。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

1. 経営改善計画の策定が困難な中小企業者に対して、各種サポートシートを活用して経営改善計画の策定について支援・指導・相談します。

2. 経営改善計画の策定後は、経営状況が改善策どおりかどうか、試算表を適宜徴求する等によって把握するとともに、課題がある場合は真摯な相談・アドバイスを行います。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

（別表1） 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	6,782	13,854						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	6,778	13,844						
うち、実行に係る貸付債権の額	303	5,437						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	13	5,327						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	6,461	2,750						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	329						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	3	10						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	10						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	3	0						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	58	182						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	57	179						
うち、実行に係る貸付債権の数	7	78						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	18						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	49	62						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	21						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	1	3						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	3						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	1	0						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	4,872	8,283						
うち、実行に係る貸付債権の額	230	2,194						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	4,051						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	303						
うち、審査中の貸付債権の額	4,642	1,958						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	78						

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	31	104						
うち、実行に係る貸付債権の数	6	46						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	9						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	6						
うち、審査中の貸付債権の数	25	42						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	7						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）

（別表5） 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	623	1,679						
うち、実行に係る貸付債権の額	34	667						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	3	113						
うち、審査中の貸付債権の額	551	775						
うち、取下げに係る貸付債権の額	34	122						

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	32	77						
うち、実行に係る貸付債権の数	2	32						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	5						
うち、審査中の貸付債権の数	28	32						
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	8						